

# 岩国地域 8 市町村合併協議会

## 第 9 回 会 議 資 料

と き 平成 17 年 10 月 12 日 (水) 10 時から

と ころ シンフォニア岩国 (岩国市)

## 会 議 次 第

1	開 会	
2	会長挨拶	
3	会議録署名委員の指名について	
4	議 事	
	報告第 17 号 協議会委員の交代について	・・・ 1
	協議第 45 号 国民健康保険事業の取扱いについて	・・・ 4
	協議第 46 号 新市の市章について	・・・ 8
	報告第 18 号 組織及び機構の取扱いについて	・・・10
	報告第 19 号 一部事務組合等の取扱いについて	・・・15
	報告第 20 号 合併時創設事業等について	・・・16
	・コミュニティ集会所整備事業等補助金	・・・17
	・住民活動災害補償制度	・・・18
	・社会福祉協議会補助金	・・・20
	・高齢者等福祉タクシー利用助成事業	・・・22
	・斎場使用料	・・・23
	・飲料水供給施設設置整備事業等補助金	・・・24
	・中小企業融資制度	・・・25
	・私道等舗装補助事業	・・・27
	・水洗便所改造資金融資利子補給補助金	・・・29
5	その他	
6	閉 会	

## 岩国地域 8 市町村合併協議会名簿

平成 17 年 10 月 12 日現在

### 1 . 協議会規約第 6 条第 1 項による会長

役職名	氏 名
岩国市長	井 原 勝 介

### 2 . 協議会規約第 7 条第 1 項による副会長

役職名	氏 名
由宇町長	槇 本 利 光
美川町長	田 中 英 雄

### 3 . 協議会規約第 8 条第 1 項第 1 号による委員（市町村長）

役職名	氏 名
玖珂町長	植 野 正 則
本郷村長	藤 本 雄 三
周東町長	武 居 龍 志
錦 町 長	寺 本 隆 宏
美和町長	宗 正 久 明

### 4 . 協議会規約第 8 条第 1 項第 2 号による委員（議会議員）

議会名	氏 名	役 職 名
岩国市議会	桑 原 敏 幸	議長
	中 塚 一 広	市町村合併推進調査特別委員会委員長
由宇町議会	清 柳 聰	議長
	嶋 谷 俊 昭	合併調査特別委員会委員長
玖珂町議会	對 藤 賢 次	議長
	伊 藤 泰 雄	合併問題調査特別委員会委員長
本郷村議会	川 崎 昇	議長
	池 田 良 幸	市町村合併推進特別委員会委員長
周東町議会	吉 田 輝 雄	議長
	吉 山 國 臣	周東町合併推進特別委員会委員長
錦 町 議 会	松 本 久 次	議長
	内 山 正 則	市町村合併問題特別委員会委員長
美川町議会	藤 井 禎	議長
	堀 江 吉 政	市町村合併特別委員会委員長
美和町議会	高 田 和 博	議長
	谷 口 和 正	市町村合併特別委員会委員長

5. 協議会規約第8条第1項第3号による委員（学識経験者）

市町村名	氏名	役職名
岩国市	濱田俊彦	自治会連合会会長
	二宮信子	女性団体連絡協議会会長
	笹川徳光	商工会議所会頭
	芦岡謙一	元青年会議所理事長
由宇町	平田整	前環境衛生連合会会長
	佐野松乃	前女性団体連絡協議会会長
	友田洋	商工会会長
	藤崎秀生	元21世紀委員会会長
玖珂町	小野哲明	元商工会副会長
	高木正則	前体育協会副会長
	藤弘繁生	商工会会長
	田村順子	元PTA副会長
本郷村	諫早文作	前自治会会長
	虎谷房子	女性団体連絡協議会会長
	山田太三	元商工会会長
	藤田房子	婦人会会長
周東町	西本明	前山口東農協組合長
	清弘雄正	元自治会長連絡協議会会長
	林忠克	商工会会長
	荻原節子	女性問題対策審議会会長
錦町	野村恭	まちづくりグループ「グリーン山里」代表
	中西更生	前農業委員会会長
	堀江泰	商工会会長
	中村美鈴	特別養護老人ホーム施設長
美川町	藤村利夫	商工会会長
	河村功	林業振興対策協議会委員
	竹中洋揚	前自治会会長
	三家本八重子	前連合婦人会会長
美和町	相川正雄	社会福祉協議会会長
	林一夫	前教育委員長
	小川芙美荏	婦人会会長
	市村昭雄	商工会会長
山口県	宮崎正人	市町村合併推進室長
	山崎英一	岩国県民局長

6. 協議会規約第16条第1項による監査委員

市町村名	氏名	市町村名	氏名
美和町	伊藤正見	周東町	藤中秀幸

## 協議会委員の交代について

岩国地域 8 市町村合併協議会委員について、次のとおり交代があったので報告する。

### 1 岩国地域 8 市町村合併協議会規約第 8 条第 1 項第 2 号に規定する委員

市町村名	区分	旧	新	交代の日
由宇町	議会の議長	松村 和一	清柳 聰	平成 17 年 9 月 12 日
	合併問題に関する特別委員会の長	清柳 聰	嶋谷 俊昭	平成 17 年 9 月 12 日
美和町	合併問題に関する特別委員会の長	平岡 政治	谷口 和正	平成 17 年 10 月 3 日

平成 17 年 10 月 12 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会  
会長 井原 勝介

## 国民健康保険事業の取扱いについて

国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり調整したので提案する。

### 国民健康保険料について

- (1) 賦課方式については、所得割、均等割、平等割の 3 方式とする。
- (2) 保険料率について、段階的な調整を行う市町村は、由宇町、美川町、美和町とし、期間については、3 年間とする。

平成 17 年 10 月 12 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会  
会 長 井 原 勝 介

平成 17 年 10 月 12 日確認

## 国民健康保険料の取扱いにかかる具体的調整方針

### A. これまでの確認内容について

#### 【1】第4回協議会における協定項目確認内容

賦課方式 平成17年度の保険料(税)の状況に基づき、所得割、均等割、平等割の3方式導入も視野に入れた検討を行い、急激な住民負担増とならないよう、合併時まで調整する。

保険料率 合併日以降最初の賦課期日をもって、統一する。

ただし、医療分において、急激な住民負担増となる市町村については、国民健康保険基金を財源として、5年間を限度に段階的な調整を行う。

#### 【2】提案理由

国民健康保険料(税)は、毎年の医療費の動向や所得状況などにより大きく左右されるものではあるが、国保会計の収支バランスをとりながら、住民負担にできるだけ影響が生じないように設定を行う必要がある。

8市町村においては、国保財政の運営状況を勘案して、平成16年度に保険料(税)率を改定した市町村があるが、平成17年度においても、その改定を予定している市町村がみられる。

新年度において料(税)率改定が実施されれば、平成16年度シミュレーション結果に大きな変動が生じる可能性も見込まれるため、賦課方式、不均一賦課対象市町村及びその期間の具体的な決定については、合併日直近となる平成17年度シミュレーションに基づいて行うことが適切であると考えます。

なお、賦課方式については、資産割を除く3方式導入が全国的に顕著となっていることもあり、その導入も視野に入れ、あわせて検討を行うものとする。

### B. 現在の状況及び平成17年度シミュレーション結果について

#### 【1】翌年度繰越額の推移(単位:千円)

	岩国市	由宇町	玖珂町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	合計
15年度への繰越額	270,180	24,076	35,843	11,835	41,926	56,288	35,799	107,773	591,563
16年度への繰越額	213,914	50,289	7,008	23,153	37,373	30,329	32,790	40,804	440,213
17年度への繰越額	157,203	26,566	20,676	14,826	19,625	21,458	36,361	8,762	305,477

#### 【2】国民健康保険基金の推移(単位:千円)

	岩国市	由宇町	玖珂町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町	合計
14年度末	389,000	97,561	13,971	77,921	17,877	100,699	12,513	144,892	854,434
15年度末	419,273	41,311	300	77,921	17,885	50,701	12,513	160,000	779,904
16年度末	419,567	54,373	0	77,921	17,890	50,703	12,513	150,000	782,957

他に出産貸付基金3,004千円

#### 【3】平成17年度における医療分の主な料(税)率の改定状況

玖珂町(引き上げ 所得割/引き下げ 資産割)

周東町(引き上げ 所得割・資産割・均等割・平等割)

錦町(引き上げ 所得割/引き下げ 均等割・平等割)

美川町(引き上げ 所得割・均等割・平等割/引き下げ 資産割)

その他の市町村は改定なし。

#### 【4】各市町村における現行(平成16・17年度)の1世帯当たり平均保険料の状況(単位:円)

	岩国市	由宇町	玖珂町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町
平成16年度	124,974	103,457	125,284	55,116	107,370	78,776	76,245	80,367
平成17年度	122,487	101,902	125,101	56,947	120,204	73,350	78,622	75,718
差額の状況	-2,487	-1,555	-183	1,831	12,834	-5,426	2,377	-4,649

【5】平成17年度シミュレーション結果の状況 医療分

平成17年度分（統一した場合の1世帯当たり平均保険料と現行の平均保険料との差額）

	岩国市	由宇町	玖珂町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町
3方式(52:0:31:17)(A)	494円	12,903円	2,254円	1,918円	-15,675円	486円	7,711円	9,040円
4方式(46:6:31:17)(B)	1,467円	10,886円	205円	608円	-17,671円	-836円	3,990円	7,782円
(C) = (A) - (B)	-973円	2,017円	2,049円	1,310円	1,996円	1,322円	3,721円	1,258円

賦課方式の( )内は、(所得割：資産割：均等割：平等割)の割合。

平成16年度分(参考)

	岩国市	由宇町	玖珂町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町
3方式(52:0:31:17)(A)	-1,815円	11,184円	5,984円	424円	-2,249円	-305円	9,401円	7,872円
4方式(46:6:31:17)(B)	-542円	9,223円	3,726円	-373円	-4,239円	-1,851円	5,735円	6,732円
(C) = (A) - (B)	-1,273円	1,961円	2,258円	797円	1,990円	1,546円	3,666円	1,140円

C. 賦課方式の具体的調整方針について

【1】新市としての方針

所得割、均等割、平等割の3方式とする。

【2】賦課方式を3方式とする理由

〔1〕他市町村における賦課方式の状況

3方式の導入自治体 下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、柳井市、山陽小野田市、和木町  
(合併前の徳山市・新南陽市・柳井市は、4方式。)

合併後における導入の割合 岩国地域が4方式を導入した場合は、県内の70.4%の世帯が3方式に。  
岩国地域が3方式を導入した場合は、県内の81.7%の世帯が3方式に。

〔2〕3方式導入の理由

とりわけ、資産を有する割合が比較的高い高齢者層で、年金等収入が限られている世帯にとっては、負担の軽減につながる。

資産割は、所得を生じない固定資産に対して課税するため、固定資産税のほかに二重に課税されているという加入者の負担感を排除できる。

資産割は、居住している自治体の固定資産税(土地・家屋)のみに賦課されているため、現在、居住している自治体以外の市町村にも固定資産を有している場合、合併に伴う保険料の増加を排除できる。

〔3〕平成17年度シミュレーション結果に基づく理由

3方式導入の検討も視野に入れることができることになった、平成16年度シミュレーションにおける4方式と3方式の差額と、今回のシミュレーションにおける差額を比べた場合、各市町村によって増減はあるものの、大きな差は生じていない。

4方式では、ほぼ全ての世帯で増額となっていた由宇町・美川町・美和町において、3方式では増額世帯割合が減少し、新市全体で負担の平準化が図られる。

増額世帯割合の状況

由宇町	(4方式では、98.92%	3方式では、47.36%)
美川町	( " 87.07%	" 45.25%)
美和町	( " 98.13%	" 71.93%)



D. 保険料率の具体的調整方針について

【1】新市としての方針

段階的な調整を行う市町村は、由宇町・美川町・美和町とし、期間については、3年間とする。

【2】段階的な調整を行う団体の選定の理由

医療分における統一した場合の1世帯当たりの平均保険料と現行の平均保険料の格差が、おおむね8千円以上ある3町を急激な住民負担増となる自治体と判断したことによる。

【3】段階的な調整を行う期間を3年間とする理由

〔1〕給付と負担の均衡

医療等給付サービスの一元化に伴って、住民負担についても、地域間で不均衡を生じないように本来は保険料の統一を図るべきである。そのため、激変緩和措置を設けなければならない場合であってもできるだけ短い期間設定によることが望ましい。

〔2〕調整に伴う財源確保

段階的な調整を行う財源は、国民健康保険財政調整基金を活用するため、段階的な調整期間が長引くほど、その必要額もかさみ、新市移行後の保険料設定にも影響を与えかねない。

- ・ 3年間段階的な調整を行う場合の必要額 約 53,500 千円
- ・ 5年間 " 約 89,200 千円

## 新市の市章について

新市の市章について、次のとおり提案する。

新市の市章は、現在の岩国市の市章とする。

平成 17 年 10 月 12 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会  
会 長 井 原 勝 介

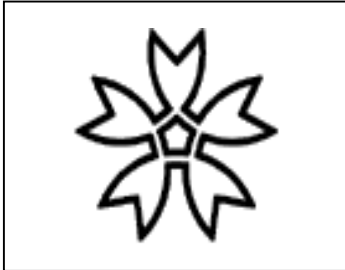
### 【参考：合併協定項目確認内容】

慣行の取扱い

- 1 市章は、新市において新たに定める。

## 新市の市章について

### 1 現岩国市の市章



本市章は錦帯橋（五つ反）と桜花を象徴したるものにして白色を以って之を表すものとす。

昭和 15 年 9 月 18 日議決

### 2 提案の理由

#### (1)新市の名称「岩国市」との関連性について

新市の名称は、住民アンケートを実施した結果、「地域の歴史、文化、知名度」などを理由に多数の応募があり、合併協議会において「岩国市」とすることが確認された。

現在の市章は、「岩国市」という名称とともに歴史を重ねており、また、そのデザインは、錦帯橋と桜の花を象徴したものとなっている。

#### (2)新たな市章を選定した場合の問題点について

全国の事例では、公募により新たな市章を募集し、住民アンケート等を経て選定することが一般的となっているが、その多くがグラフィックデザイナーによる作品を採用し、デザインも類似するものが増えており、地域の独自性を発揮することが困難な状況となっている。

#### (3)財政面への影響について

新市の市章を現在の岩国市の市章とした場合、現岩国市が使用している公共施設の看板や各種証明、物品等が新市においても使用できる。

そのため、新たな市章を選定した場合に発生する多額の経費を削減することができるため、新市の厳しい財政運営にも寄与することが可能である。

組織及び機構の取扱いについて

合併時の組織及び機構について、別紙のとおり調整したので報告する。

平成 17 年 10 月 12 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会  
会 長 井 原 勝 介

## 【参考：合併協定項目確認内容】

新市における組織及び機構の整備方針は、次のとおりとする。

ただし、新市においては、常にその組織及び運営の見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

### 1 総括方針

- (1) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織機構
- (2) 市民の声を適正に反映することができる組織機構
- (3) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構
- (4) 簡素で効率的な組織機構
- (5) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構
- (6) 新たな行政課題に速やかにかつ的確に対応できる組織機構
- (7) 地方分権に柔軟に対応できる組織機構

### 2 個別整備方針

- (1) 新市の組織は、現岩国市役所を本庁とし、7町村の役場を総合支所とする。
- (2) 本庁は、市全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。  
総合支所は、合併前の町村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除く住民サービスを提供するとともに地域の振興を図る総合行政機関とする。
- (3) 支所、出張所については、出張所として存続する。また、出先機関については、本庁関係部署直轄の機関として引き継ぐ。
- (4) 8市町村に設置されている委員会、委員及び附属機関等については、実態を考慮して整備する。  
また、委員構成等については、8市町村の実情、地域性に配慮し適切な措置を講ずるものとする。

## 合併時の組織及び機構の考え方について

### 基本的な考え方

- (1) 岩国地域合併協議会第2小委員会（組織及び機構、地域審議会の取扱い）の答申に基づき、合併時は、各種事務事業の取扱いに混乱をきたさないよう暫定的な組織機構（組織の一部統合）とする。
- (2) 合併後の職員削減や行政改革を推進するため、簡素で効率的な組織編成に務める。
- (3) 合併の混乱が回避された段階（合併後概ね2～3年）で、さらなる合併の効果が発揮できるよう組織機構の整理、見直しを実施する。

### 本庁組織について

- (1) 合併時の本庁組織は、基本的な考え方に基づき現在の岩国市組織を基本とした最小限の変更に留める。
  - (2) 合併に伴う管理部門の統合や広大となる新市の施策展開等に対応するため、以下の部門を強化する。
    - ① 総合調整部門の強化（総合政策部内）

新市の地域間調整を行うとともに、合併の未調整事項を引き続き担当する地域調整担当を新設。  
また、この地域調整と行財政改革を担当する専任部次長を配置。
    - ② 危機管理部門の強化（総務部内）

広大となる新市の消防防災を総括し、危機管理全般を担当する危機管理課を新設。
    - ③ 福祉部門の強化（健康福祉部内）

介護保険制度改正への対応や新市の施策充実を図るため、現在の介護保険室を介護保険課に強化。  
また、錦中央病院と美和病院の連絡調整や管理事務を担当する病院管理担当を新設。
    - ④ 農林業部門の強化（農林経済部内）

新市では広大な農地、林地を有することとなるため、農林業のさらなる施策推進を図る目的で、現在の経済部を農林経済部に名称変更するとともに、農林課を農業振興課と林業振興課に分割し、より専門的な対応が行えるよう強化。  
また、新市では多くの農作物を有することから、これら農作物の生産から流通まで一貫した施策推進のため、現在の流通課を生産流通課に強化。
- ※その他の組織については、組織機構の簡素化、効率化の観点から係レベルの強化により対応する。

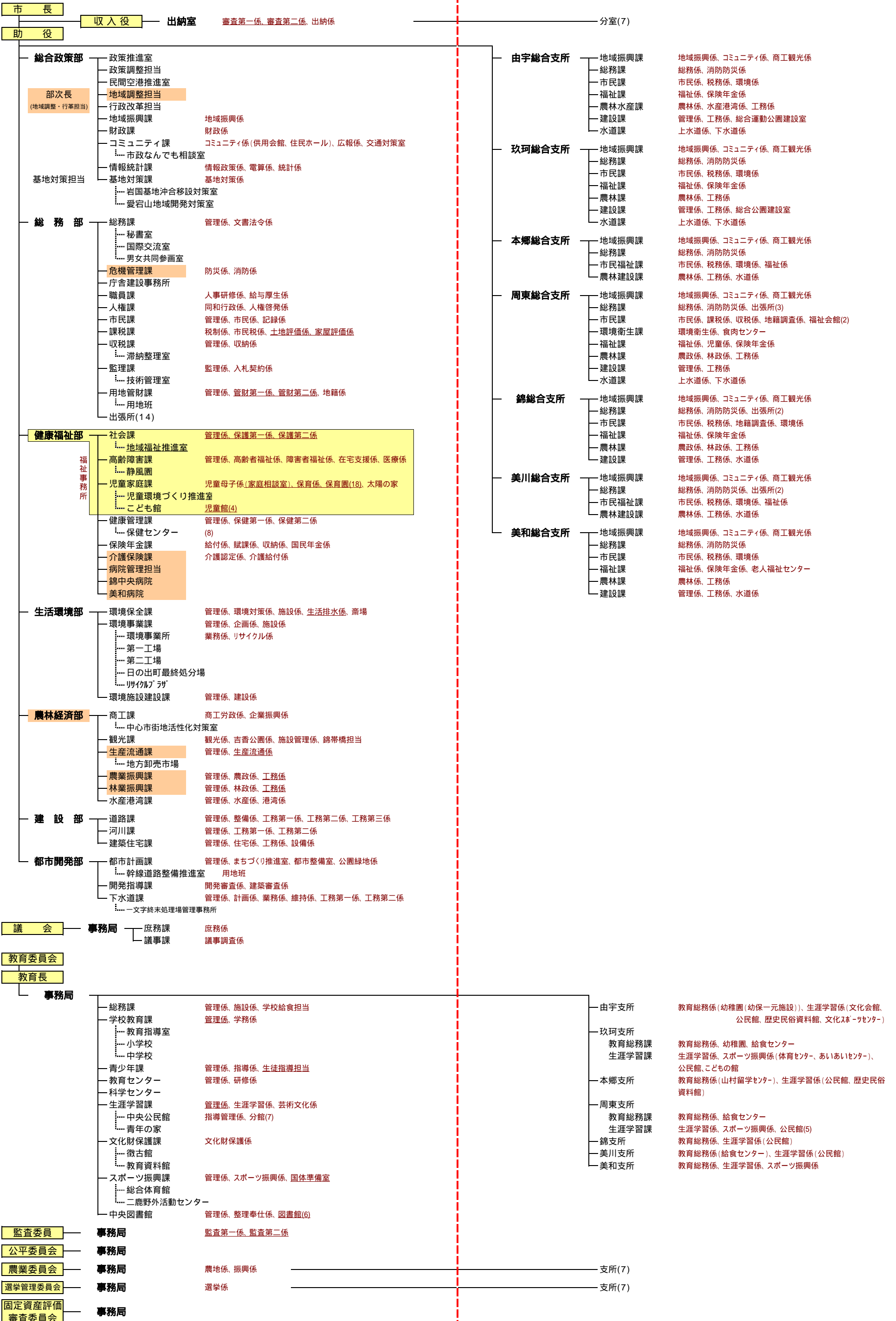
## 総合支所組織について

- (1) 合併時の総合支所組織は、本庁組織と同様の観点により現在の町村組織を基本とした再編を行う。
- (2) 合併後の本庁と総合支所間の業務連携、命令系統等を考慮し、業務区分及び組織名称を基本的に以下のとおり統一する。

組織名	主な担当業務
地域振興課	地域審議会運営、地域振興、広報広聴、自治会、まちづくり、地域バス、商工振興、観光振興、地域イベント、相談業務など
総務課	本庁・支所・出張所連絡調整、庁内管理、車両管理、職員厚生、予算管理、消防、水防、防災、防犯、防災無線、交通安全、相談業務など
市民課	戸籍関係、印鑑登録、各種受付・証明、人権啓発、税務関係、地籍調査、環境・公害対策、斎場、墓地、合併処理浄化槽、相談業務など
福祉課	民生委員、生活保護、社会・児童・母子・老人・障害者福祉、老人・福祉医療、国民健康保険、介護保険、国民年金、相談業務など
農林課	農業振興、林業振興、水産振興、畜産振興、生産流通、農林水産業施設整備・維持管理、災害復旧、相談業務など
建設課	土木施設整備・維持管理、災害復旧、建築施設営繕、都市計画施設整備・維持管理、加工占用許可、法定外公共物管理、公営住宅入退去受付、相談業務など
水道課	上水道、簡易水道、公共下水道、特定下水道、集落排水、相談業務など
教育委員会事務局支所	学校教育、学校給食、就学指導、青少年指導育成、教育相談、教育施設管理運営、幼稚園事務、生涯学習、社会教育、社会体育、芸術文化、文化財保護、公民館活動、歴史資料、生涯学習施設管理運営、相談業務など

※上記組織を基本とし、地域の特殊事情や現行の組織規模に応じて各総合支所の組織を編成する。

新市組織体系図



本庁組織の網掛及び下線部分は、現岩国市組織からの変更箇所



## 一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり調整したので報告する。

### 1 一部事務組合について

(1) 山口県市町村消防団員補償等組合、山口県市町村職員退職手当組合及び山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、新市において事務を行う。

(2) 山口県自治会館管理組合については、新市において合併の日に当該組合に加入する。

### 2 機関の共同設置について

(1) 山口県市町村公平委員会については、合併の日の前日をもって当該委員会から脱退し、新市において事務を行う。

平成 17 年 10 月 12 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会  
会長 井原 勝介

### 【参考：合併協定項目確認内容】

#### ※未調整分のみ掲載

### 1 一部事務組合について

(1) 山口県市町村消防団員補償等組合、山口県市町村職員退職手当組合、山口県市町村非常勤職員公務災害補償組合及び山口県自治会館管理組合については、関係団体との協議により、合併時まで調整する。

### 2 機関の共同設置について

(1) 山口県市町村公平委員会については、関係団体との協議により、合併時まで調整する。

合併時創設事業等について

合併時創設事業等について、別紙のとおり調整したので報告する。

平成 17 年 10 月 12 日提出

岩国地域 8 市町村合併協議会  
会 長 井 原 勝 介

協定項目	2 2 補助金、交付金等の取扱い
事務事業名	コミュニティ集会所整備事業等補助金
確認内容	合併時に制度を創設する。

現行制度	〔各市町の制度（概要）〕																				
	区 分	岩国市	由宇町	玖珂町	周東町	錦町	美和町														
	新 築	3分の1 〔限度額 500万円〕  経費 100万円 以上のもの	業者施工 70%以内	50%以内 〔限度額 350万円〕	1自治会の 場合 40%以内 〔限度額 280万円〕	-	-														
			関係者施工 (使用資材費) 100%		2以上自治 会の場合 60%以内 〔限度額 420万円〕																
用地取得 100%			用地取得 50% 〔限度額 700万円〕																		
増 築 改 築	3分の1 〔限度額 150万円〕	同 上	同 上	同 上	50% 以内	-															
補 修 改 修	3分の1 〔限度額 100万円〕	同 上	同 上	同 上	同 上	50% 以内															
本郷村・美川町は補助制度なし。																					
新制度の内容	<p>《目的》 コミュニティづくりを推進するため、地域住民が行うコミュニティ集会所整備事業に対し、経費の一部を補助する。</p> <p>《制度内容》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補助率</th> <th>限度額</th> <th>対象範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 築</td> <td rowspan="3">40%  災害復旧の 場合 (60%)</td> <td>500万円</td> <td>経費基準100万円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>増 築 改 築</td> <td>150万円</td> <td>経費基準50万円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>補 修 改 修</td> <td>100万円</td> <td>経費基準20万円を超えるもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>合併日までに整備計画が具体化されるもので、平成19年3月31日までに施設が完成するものについては、現行制度を適用する。</p>							区 分	補助率	限度額	対象範囲	新 築	40%  災害復旧の 場合 (60%)	500万円	経費基準100万円を超えるもの	増 築 改 築	150万円	経費基準50万円を超えるもの	補 修 改 修	100万円	経費基準20万円を超えるもの
区 分	補助率	限度額	対象範囲																		
新 築	40%  災害復旧の 場合 (60%)	500万円	経費基準100万円を超えるもの																		
増 築 改 築		150万円	経費基準50万円を超えるもの																		
補 修 改 修		100万円	経費基準20万円を超えるもの																		
備 考																					

協定項目	2 2 補助金、交付金等の取扱い
事務事業名	住民活動災害補償制度
確認内容	合併時に制度を創設する。

現行制度	〔各市町村の制度（概要）〕										
		名 称	内 容	岩 国 市	由 宇 町	玖 珂 町	本 郷 村	周 東 町	錦 町	美 川 町	美 和 町
	賠償 保 険	全国市長会市民総合賠償補償保険(賠償)	市町村が、所有・使用・管理する施設の瑕疵及び業務遂行上の過失による法律上の損害賠償責任を負う場合に対応。								
		全国町村会総合賠償補償保険(賠償)	同上								
		町民活動災害補償保険(ふれあい保険)	町民活動中に、指導者等の過失により、町民活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、当該指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う場合に対応。								
		地域福祉(NPO)活動総合保険	地域福祉の活動中、事故により他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うことによって被る損害をカバー。								
	補償 保 険	全国市長会市民総合賠償補償保険(補償)	市町村行事の遂行中に市民等が死亡、身体障害もしくは、入院、通院を伴う傷害をこうむった場合に対応する。								
		全国町村会総合賠償補償保険(補償)	同上								
		自治会保険加入助成金	自治会から自治会連合会へ任意に申し込みをされたものに対し、加入自治会へ1世帯40円の助成。								

現行制度	名称	内容	岩国市	由宇町	玖珂町	本郷村	周東町	錦町	美川町	美和町									
	補償保険	山口県市町村非常勤職員公務災害補償保険	市町村非常勤職員の公務中の傷害補償保険。																
		町民活動災害補償保険（ふれあい保険）	町民活動中（指導者等が定めた集合場所と指導者等又は参加者の住居との通常の経路往復中を含む。）に発生した事故で、町民活動の指導者等及び参加者が死亡又は負傷した場合に対応。																
		地域福祉（NPO）活動総合保険	地域福祉活動参加者が、活動中あるいは自宅と活動場所との通常経路往復中に、事故で怪我をしたり、死亡された場合にカバー。																
新制度の内容	<p>《制度内容》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市が実施主体であるもの</th> <th>団体が実施主体であるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賠償保険</td> <td>           1) 加入保険名            全国市長会市民総合賠償補償保険            2) 主な保険内容            身体賠償 1億5千万円            財物賠償 2千万円         </td> <td>           1) 加入保険名            市民活動総合賠償補償保険            2) 主な保険内容            身体賠償 1億5千万円            財物賠償 2千万円         </td> </tr> <tr> <td>補償保険</td> <td colspan="2">           1) 加入保険名            市民活動総合賠償補償保険            2) 主な保険内容            死亡の場合 500万円            入院の場合 3000円/日            通院の場合 2000円/日（5日以上）         </td> </tr> </tbody> </table> <p>市民活動総合賠償補償保険の対象となる市民活動  市が行う市民活動に類する事業で、市民が無報酬で参加する活動。  市民団体等が行う地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉活動、社会奉仕活動、社会教育活動等で、本来の職場を離れて自由意思のもとに行う継続的、計画的又は臨時の公益性のある活動。</p>											市が実施主体であるもの	団体が実施主体であるもの	賠償保険	1) 加入保険名 全国市長会市民総合賠償補償保険 2) 主な保険内容 身体賠償 1億5千万円 財物賠償 2千万円	1) 加入保険名 市民活動総合賠償補償保険 2) 主な保険内容 身体賠償 1億5千万円 財物賠償 2千万円	補償保険	1) 加入保険名 市民活動総合賠償補償保険 2) 主な保険内容 死亡の場合 500万円 入院の場合 3000円/日 通院の場合 2000円/日（5日以上）	
	市が実施主体であるもの	団体が実施主体であるもの																	
賠償保険	1) 加入保険名 全国市長会市民総合賠償補償保険 2) 主な保険内容 身体賠償 1億5千万円 財物賠償 2千万円	1) 加入保険名 市民活動総合賠償補償保険 2) 主な保険内容 身体賠償 1億5千万円 財物賠償 2千万円																	
補償保険	1) 加入保険名 市民活動総合賠償補償保険 2) 主な保険内容 死亡の場合 500万円 入院の場合 3000円/日 通院の場合 2000円/日（5日以上）																		
備考																			

協定項目	2 2 補助金、交付金等の取扱い
事務事業名	社会福祉協議会補助金
確認内容	合併時に制度を創設する。

現行制度	各市町村社会福祉協議会によって、県受託事業、市町村受託事業、県補助事業、市町村補助事業、自主事業、団体事務局の所管等、事業の取組みに相違があり、それに対する市町村の対応も異なる。																																					
新制度の内容	<p><b>【新市補助事業】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>事業関係</td> <td>運営費補助（人件費） 運営費補助（事務費） ボランティア育成補助 敬老行事補助</td> </tr> <tr> <td>施設関係</td> <td>岩国市老人福祉センター運営費補助</td> </tr> </table> <p>運営費補助（人件費）の概要 会長・常務理事各1人のほかに、社会福祉協議会を運営する職員を対象に人件費を助成する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>法人運営にかかる職員数</th> <th>うち人件費補助対象の職員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩国支部</td> <td>5人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>由宇支部</td> <td>4人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>玖珂支部</td> <td>5人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>本郷支部</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>周東支部</td> <td>4人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>錦支部</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>美川支部</td> <td>3人</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>美和支部</td> <td>3人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30人</td> <td>28人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>行政からの派遣2人含む。</td> <td>正職員 21人 常勤嘱託 2人 臨時 5人</td> </tr> </tbody> </table> <p>人数は、現在の人員配置や運営費の支出状況に基づき、平成18年4月を想定して記載。今後、社会福祉協議会合併協議会の組織機構等の協議状況によっては、変更の可能性がある。</p> <p>行政が運営費補助金として支出しない人件費については、介護保険事業や支援費事業などの自主事業、県市自治体からの補助事業・受託事業等などに含まれる人件費分から拠出している。</p>	事業関係	運営費補助（人件費） 運営費補助（事務費） ボランティア育成補助 敬老行事補助	施設関係	岩国市老人福祉センター運営費補助		法人運営にかかる職員数	うち人件費補助対象の職員数	岩国支部	5人	4人	由宇支部	4人	4人	玖珂支部	5人	5人	本郷支部	3人	3人	周東支部	4人	4人	錦支部	3人	3人	美川支部	3人	3人	美和支部	3人	2人	合計	30人	28人		行政からの派遣2人含む。	正職員 21人 常勤嘱託 2人 臨時 5人
事業関係	運営費補助（人件費） 運営費補助（事務費） ボランティア育成補助 敬老行事補助																																					
施設関係	岩国市老人福祉センター運営費補助																																					
	法人運営にかかる職員数	うち人件費補助対象の職員数																																				
岩国支部	5人	4人																																				
由宇支部	4人	4人																																				
玖珂支部	5人	5人																																				
本郷支部	3人	3人																																				
周東支部	4人	4人																																				
錦支部	3人	3人																																				
美川支部	3人	3人																																				
美和支部	3人	2人																																				
合計	30人	28人																																				
	行政からの派遣2人含む。	正職員 21人 常勤嘱託 2人 臨時 5人																																				

備 考

【新市委託事業】

事業関係	地域福祉総合支援センター運営事業委託 手話通訳事業委託 障害者生活支援事業委託 高齢者生きがい対策事業委託 友愛訪問事業委託 高齢者福祉大学事業委託 精神障害者居宅介護委託 要介護認定調査委託 機能回復訓練委託
施設関係	岩国市福祉会館管理委託 本郷福祉サービスセンター管理委託 岩国市障害者サービスセンター管理委託 美和老人福祉センター管理委託

【新市支援費】

事業関係	デイサービスセンター支援費 居宅介護支援費（ホームヘルプサービス）
------	--------------------------------------

【新市その他事業】

事業関係	高額療養費資金貸付
------	-----------

法改正により、制度の存続が未確定であるものについては、記載を省略している。

協定項目	23(5) 高齢・障害者福祉関係事業
事務事業名	高齢者等福祉タクシー利用助成事業
確認内容	高齢者等福祉タクシー利用助成事業については、社会参加の促進及び交通が不便な地区における福祉の増進を図ることを事業目的とし、実施地域を限定した上で、 <u>対象者、交付枚数等を合併時に統一する。</u>

現行制度	〔各町村の制度（概要）〕				
	区分	由宇町	本郷村	周東町	美川町
	対象者	80歳以上	70歳以上 (対象地区は、バス停から概ね1km以上離れ、バス利用に不便な地区)	80歳以上 要介護1～5の認定者	70歳以上
交付枚数	年間24枚	年間24枚	年間12枚	年間24枚	
	その他の市町は制度なし。				
新制度の内容	<p>目的 高齢者の社会参加及び交通が不便な地区における福祉の増進を目的とする。</p> <p>〔対象地区設定方針〕 統一制度 新市及び民間が運行するバスが、週2便（往復）程度しか運行されていない地区の中から地区指定する。 幹線バス停から地区の集落の入口までの距離が、おおむね2km以上ある地区を対象とする。 地区の集落の入口までの距離がおおむね2km以上ある地区であっても、対象外の地区と集落が連たんしている場合は、対象地区から除外する。</p> <p>経過措置制度 現在、制度を有する町村にあっては、平成18年度は、幹線バス停から地区の集落の入口までの距離が、おおむね1km以上ある地区を対象とする。</p>				
備考	<p>高齢者等福祉タクシー利用助成制度（別添参考資料に記載済み）</p> <p>〔対象者〕 70歳以上 70歳未満の介護保険の認定者は、要介護3～5までを対象とする。（ただし、重度障害者福祉タクシー利用助成の対象者は除く。）</p> <p>〔交付枚数〕 年間24枚</p> <p>〔助成額〕 1枚当たり500円</p> <p>〔使用枚数〕 1回につき1枚</p> <p>〔その他〕 合併時、バス優待乗車証が新たに導入されるが、対象地区をバス停から一定距離離れた地域に限定することから、バス優待乗車証とタクシー券の併用を可とする。</p>				



協定項目	23(9)生活環境事業
事務事業名	斎場関係事業
確認内容	斎場使用料については、合併時に統一する。

現行制度	〔各市町村の制度（概要）〕					
	区 分	死 体 大 人	死 体 子 供	死産児	遺 骨	手術肢体等
	岩国市	無料	無料		無料	2,000 円
		16,000 円	10,000 円		4,000 円	4,000 円
	由宇町	5,000 円	3,000 円		-	1,000 円
		10,000 円	6,000 円			2,000 円
	玖珂町	5,000 円		3,000 円	-	-
		20,000 円		12,000 円		
	本郷村	美川町の斎場を、美川町民と同一の料金で使用				
	周東町	10,000 円	7,000 円	3,000 円	-	-
		20,000 円	14,000 円	6,000 円		
	錦 町	5,000 円	4,000 円	2,000 円	-	-
		35,000 円	35,000 円	35,000 円		
	美川町	10,700 円	6,000 円	5,300 円	-	-
35,800 円		30,600 円	20,400 円			
美和町	20,000 円			-	-	
	35,000 円					
<p>(注) 1 上段は、使用者が市民（町民・村民）または被火葬者が市民（町民・村民）であった場合の使用料</p> <p>2 下段は、上記以外の場合の使用料</p> <p>3 遺骨は、墓地の移転等に伴い被埋葬者を火葬する場合等の料金</p>						
新制度の内容	《制度内容》					
	区 分	死 体 10 歳以上	死 体 10 歳未満 (死産児を含む。)	遺 骨	手術肢体等 10kg	
	使用料	5,000 円	3,000 円	2,000 円	2,000 円	
		16,000 円	10,000 円	4,000 円	4,000 円	
(注) 現行制度に同じ						
備 考						

協定項目	22 補助金、交付金等の取扱い
事務事業名	飲料水供給施設設置整備事業等補助金
確認内容	合併時に制度を創設する。

現行制度	〔各町村の制度（概要）〕			
	区 分	対象区域	補助要件	補助金の額
	由宇町	上水道、簡易水道の給水区域外	・ 清浄な飲料水の取得困難 ・ 2戸以上50人未満で利用する施設	工事費(屋内給水設備を除く。)の2分の1以内
			・ 清浄な飲料水の確保困難 ・ 由宇町民であること ・ 5万円以上の事業	工事費(屋内給水設備を除く。)の3割以内
	錦 町	全域	・ 集落の2分の1以上の共同設置	工事費(維持管理に必要な施設の工事を除く。)の2分の1以内
	美川町	水道施設整備計画区域外	・ 給水戸数5戸以下の施設	工事費(屋内給水設備を除く。)のうち、戸数に30万円を乗じた額を限度
美和町	簡易水道の給水区域外	・ 清浄な飲料水の確保困難 ・ 2戸以上で利用すること ・ 50万円以上の事業	工事費(屋内給水設備を除く。)のうち、戸数に50万円を乗じた額(限度額250万円)の8割以内	
新制度の内容	《目的》 制度の名称を「清浄な飲料水を確保するための補助金」とし、「公衆衛生の向上」と「生活環境の改善」を目的とする。			
	《制度内容》			
	区 分	対象区域	補助要件	補助金の額
	新市における新制度の内容	上水道、簡易水道、飲料水供給施設、簡易給水施設の給水区域外	・ 自己の生活の用に供する既設の施設の飲料水が枯渇した場合	工事費の3分の1とする。(千円未満切捨) ただし、対象戸数に10万円を乗じた額を限度とする。 工事費は、井戸の掘削、ポンプ、送配水管の設置費用とする。山水、沢水による以外に取水できない場合は、その取水工事費も対象とする。ただし、いずれの場合も屋内の給水設備は含まない。
備 考				

協定項目	23(13) 商工観光関係事業
事務事業名	中小企業金融制度
確認内容	中小企業金融制度（制度融資、利子補給及び保証料補給）については、総合的な見直しを行い、合併時に金融制度を統一する。また、一層利用しやすい制度となるよう、合併時に資金を創設する。

現行制度	<b>融資制度</b> (H17.4.1 現在)				
	岩国市	資金用途及び 融資限度額	融資利率 (年)	保証料率 (年)	融資期間
	中小企業振 興資金	運転 800万円	1.8%	1.12%	8年
		設備 1,000万円	1.8%	1.12%	10年
	無担保・ 無保証人 融資	運転・設備 750万円	1.8%	0.65%	5年
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資額500万円までに係る信用保証料は市が全額助成。</li> <li>・このほか、大型店対策資金、連鎖倒産防止資金、公共事業特別資金、小規模企業季節資金融資資金あり。(季節資金は保証料助成の対象外)</li> </ul>				
	由宇町	資金用途及び 融資限度額	融資利率 (年)	保証料率 (年)	融資期間
	中小企業特 別融資	運転・設備 500万円	指定金融機 関所定の率	山口県保証協 会所定の率	5年
	玖珂町	資金用途及び 融資限度額	融資利率 (年)	保証料率 (年)	融資期間
	商工業特別 小口融資	運転・設備 100万円	指定金融機 関所定の率	山口県保証協 会所定の率	3年
<b>利子補給制度</b>					
区分	資金用途	借入限度額	補助率	補助期間	
由宇町	設備	600万円	3.5%以内	3年	
玖珂町	設備	400万円 (特認1000万円)	2%以内	3年	
本郷村	設備 設備改良	30万円～ 300万円	1.5%以内	2年	
周東町	運転 設備	500万円	2%以内	3年	
錦町	設備 設備改良	50万円～ 300万円	3%以内	2年	
美川町	設備 設備改良	30万円～ 600万円	1.5%以内	2年	
美和町	設備	1,000万円	3%以内又は利 息の1/2相当 額のいずれか 低い額	2年	
	経営	1,000万円	1%以内		

<p>新制度の内容</p>	<p>1 .岩国市の既存の融資制度を基本に調整した融資制度を新市全域に広げる。 （中小企業振興資金運転資金の融資期間を5年間に変更）利子補給制度については、廃止する。</p> <p>2 .新市建設の起爆剤となるような資金を創設し、他地域からの資金需要も取り込み、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《創設資金の内容》  融資対象： 信用保険法に定める特定業種  中小企業を営む者  市内に事業所を有すること  （新規創業の場合は市外事業者も対象）  融資限度額： 上限1億円（運転資金・設備資金併用）  ただし、運転資金のみの場合は5千万円以内  融資期間： 運転資金（10年以内）  設備資金（15年以内 据置期間2年）  融資利率： 金融機関所定の利率  保証料率： 保証協会所定の料率  担 保： 必要において徴する  保 証 人： 原則として第三者保証人不要  実施期間： 5年間  当初融資枠： 30億円/年  損失の補てん： <u>信用保険非補てん部分について、行政1/3、金融機関1/3、保証協会1/3をそれぞれ負担</u></p>
<p>備 考</p>	<p>創設資金については、平成18年度本予算承認時から適用。</p>

協定項目	23(14)建設・都市開発関係事業
事務事業名	私道等舗装事業
確認内容	合併時に制度を創設する。

現行制度	〔各市町の制度（概要）〕			
	区 分	岩国市	由宇町	美和町
	補助金内容	私道舗装工事経費補助金	私道の補修・舗装工事経費補助	町管理道以外の道路の舗装、新設改良費補助
	補助対象	幅員3m以上で、10年以上一般公共の用に供している私道のうち次のいずれかの条件を満たす私道 両端が公道に接している 一端が公道に接し他の一端が公共施設に接続している 近接する3戸以上の居住者が常時利用する	5年以上供用され、関係戸数が原則として3戸以上あるものに係る工事。	町管理道以外の道路で、道路延長200m以内、幅員原則2.5m以上。現住する戸数2戸以上。
補助金	標準工事費(100万円限度)の2分の1相当額。(補助金限度額50万円)	舗装、補修の場合は補助金額100万円を限度とし、かつ工事金額の50%以内。  地元労力施行の場合は、資材費の50%以内、限度額100万円。	道路舗装補修の場合は、補助金額150万円を限度とし、かつ工事金額の7割以内。  新設改修修繕の場合は、工事金額30万円以上のものについて150万を限度に補助する。ただし、工事金額の4割を限度とする。	

<p>新制度の内容</p>	<p>《制度内容》  私道の舗装等工事に要する経費に対して補助金を交付する。(法定外公共物部分の舗装も含む。)</p> <p>(事業主体) 受益者  (補助対象)  幅員 2 m 以上で、5 年以上一般公共の用に供している私道のうち次のいずれかの条件を満たす私道  両端が公道に接しているもの  一端が公道に接続し、他の一端が公共施設に接続しているもの  近接する 2 戸以上の住居者が常時利用するもの</p> <p>(工事内容)  原則として舗装とオーバーレイが対象。(舗装は原則としてアスファルト舗装を対象とするが、地形的条件等によってはコンクリート舗装も可。)  現場の状況により安全上支障があるとみなされる場合には路肩等の補修も可とする。</p> <p>(補助金額) 標準工事費 1 0 0 万円を限度に 1 / 2 以内とする。  (補助金限度額 5 0 万円)</p>
<p>備 考</p>	

協定項目	23(11)下水道関係事業
事務事業名	水洗便所改造資金融資利子補給補助金
確認内容	合併時に制度を創設する。

現行制度	〔各市町の制度（概要）〕				
	区 分	岩国市	玖珂町	周東町	錦 町
	融 資 あ っ せ ん 額	改造資金 30万円以内  浄化槽撤去費 8万円以内  便器 2 個以上 の設置費 13万円以内	改造工事 1戸につき 5万円以上 50万円以内	改造資金 10万円以上 50万円以内	改造工事 1戸につき 10万円以上 70万円以内  2戸以上 140万円以内
	償還期間	30ヶ月以内 (毎月1万円以上の元金均等割付方式)	30ヶ月以内 (毎月1万円以上の元金均等割付方式)	30ヶ月以内	36ヶ月以内 (毎月1万円以上の元金均等割付方式)
	貸付利率	長期プライムレート + 0.1%	長期プライムレート + 0.1%	住宅資金の固定金利	長期プライムレート + 0.1%
	利子補給率	全額	1/2	1/2	2/3
	対象区域	公共下水道処理区域	公共下水道処理区域及び農業集落排水処理区域	公共下水道処理区域及び特定地域生活排水処理区域	公共下水道処理区域
新制度の内容	<p>《制度内容》</p> <p>融資あっせん額：改造工事 1戸につき 10万円以上70万円以内 2戸以上 140万円以内</p> <p>償 還 期 間：36ヶ月以内（毎月1万円以上の元金均等割付方式）</p> <p>貸 付 利 率：長期プライムレート + 0.1%</p> <p>利 子 補 給 率：全額利子補給（2%を限度とする）</p> <p>対 象 区 域：公共下水道処理区域・農業集落排水処理区域 特定地域生活排水処理区域</p> <p>対 象 者：下水処理開始の日から3年以内に申請した者</p>				
備 考					